

常磐宣言 2010 ～日本の社会のいま、そしてこれから～

外国人の住民が増加し、定住化する中で、外国人の子どもたちへの教育の在り方が現在問われています。

世界人権宣言を条約化した自由権規約（1966年成立）の第27条には「民族、宗教的、または言語的マイノリティが存在する国において、当該マイノリティに属する人びとはその集団の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰・実践し、自己の言語を使用する権利を否定されない」と明言されています。また、1989年に国連総会で採択され日本では1994年に批准された子どもの権利に関する条約の第30条にも同様の内容が定められています。

しかしながら、現在の日本の公教育制度は日本人のみを対象としており、外国籍者の教育の権利が認められておらず、義務教育の対象からはずされています。学習指導要領等においても外国籍の子どもについてふれられていないという現状は国際基準からいってもあまりにもかけ離れていると言わざるをえません。こうした日本における教育の在り方を根本的に見直す必要があります。

外国人の子どもたちの教育環境の実態調査、外国人の子どもたちの義務教育前の支援、公立学校の受け入れ体制整備、外国人の子どもたちの居場所づくり、不就学の子どものための解消に向けての支援、日本語学習・指導の充実、母語保持教育方法の確立、外国人学校の財政基盤の強化などを盛り込んだ教育方針・教育体制の整備が急務であるといえます。

多文化共生社会の実現に向けて、私たちひとりひとは日本のこの現実を真摯に受けとめ、日本人児童生徒と国籍や民族の異なる子どもたちが、お互いの言語・文化を学び合い、豊かな人間形成を培い、多様化する国際社会に寄与することができるように、それぞれの場でこの緊急な課題に積極的に取り組んでいくことを宣言します。

2010年8月28日

「多言語・多文化社会におけるこれからの教育」

2010夏期シンポジウム

主催：常磐大学教育実践研究所